障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について

資料３－３

１　趣旨

　　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、地方公共団体等が障害者差別の禁止（障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止）に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるもの



２　策定主体

　地方公共団体の機関（地方公営企業を除く。）及び地方独立行政法人

|  |
| --- |
| ⇒知事部局（議会事務局、各種委員会を含む）、教育委員会、警察本部で各々策定  ※いずれも関係省庁の職員対応要領を参考に策定 |

３　位置づけ

職員が遵守すべき服務規律の一環

|  |
| --- |
| ⇒・「要領」（内規）（知事部局、教育委員会）、　・訓令（警察本部） |

４　策定手続き

・障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

・策定後は公表する。

国の基本方針により国の行政機関が定める場合。地方公共団体もこれに準じて行われることが望ましいとされている。

|  |
| --- |
| ⇒・障害のある人の相談に関する調整委員会及び障害者施策推進協議会（いずれも県の附属機関、H28.3.25開催）において意見聴取。  ・策定後はホームページで公表。 |

各職員対応要領（案）の記載内容

１　構成（原則として国の基本方針に基づく。知事部局等、教育委員会、警察本部共通。）

第１条　目的 （別紙）対応要領に係る留意事項

第２条　不当な差別的取り扱いの禁止　　第１　不当な差別的取扱いの基本的な考え方

第３条　合理的配慮の提供　　　　　　　第２　正当な理由の判断の視点

第４条　監督者の責務　　　　　　　　　第３　不当な差別的取扱いの具体例

第５条　懲戒処分等　　　　　　　　　　第４　合理的配慮の基本的な考え方

第６条　相談体制の整備　　　　　　　　第５　過重な負担の基本的な考え方

第７条　研修・啓発　　　　　　　　　　第６　合理的配慮の具体例

※警察本部は、第２条を「定義」とし、以下、１条ずつ繰り下げ。知事部局等及び教育委員会は第２条に定義を含めて記載。

２　記載内容の比較

（１）不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供（第２条、第３条）

|  |
| --- |
| 知事部局等、教育委員会、警察本部共通  ⇒　事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取扱いをしてはならず、また、必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。  　これに当たっては、「（別紙）対応要領に係る留意事項」や「富山県障害者差別解消ガイドライン(仮称)※」に留意するものとする。  ※知事部局等、教育委員会のみ  （別紙）対応要領に係る留意事項  知事部局等　⇒　総務省対応要領を参考に作成。  教育委員会　⇒　総務省対応要領を参考に作成、文部科学省対応指針事例を追加。  警察本部⇒　警察庁対応要領を参考に作成。 |

（２）　相談体制（相談等受付窓口）（第６条）

|  |
| --- |
| 知事部局等　⇒　人事課、障害福祉課、県民相談室（富山、高岡、魚津、砺波） |

|  |
| --- |
| 教育委員会　⇒　教育企画課 |

|  |
| --- |
| 警察本部　　⇒　警察相談課、各警察署総合窓口 |

（３）　研修（第７条）

|  |
| --- |
| 知事部局等、教育委員会  ⇒　新たに職員となった者及び新たに監督者となった職員に対し、障害者差別解消についての理解を深める研修を実施する。 |

|  |
| --- |
| 警察本部  ⇒　新たに職員となった者及び新たに所属長となった職員に対し、障害者差別解消についての理解を深める研修を実施する。 |